

第百八十五回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第十三号

平成二十五年十二月六日(金曜日)

午前九時八分開議

出席委員

委員長 後藤 茂之君

理事 あべ 俊子君 理事 金子 恭之君

理事 北村 茂男君 理事 とかしきなおみ君

理事 丹羽 雄哉君 理事 上野ひろし君

理事 古屋 範子君

赤枝 恒雄君 今枝宗一郎君

大串 正樹君 金子 恵美君

小松 裕君 古賀 篤君

白須賀貴樹君 新谷 正義君

田中 英之君 田畑 裕明君

高島 修一君 高橋ひなこ君

豊田真由子君 中川 俊直君

永山 文雄君 船橋 利実君

堀内 詔子君 牧島かれん君

松本 純君 三ッ林裕巳君

宮崎 謙介君 村井 英樹君

山下 貴司君 足立 康史君

浦野 靖人君 重徳 和彦君

新原 秀人君 興水 恵一君

榊屋 敬悟君 柏倉 祐司君

中島 克仁君 高橋千鶴子君

参議院議員 高階恵美子君

参議院議員 尾辻 秀久君

参議院議員 古川 俊治君

参議院議員 三原じゅん子君

参議院議員 秋野 公造君

参議院議員 福島みずほ君

厚生労働大臣政務官 高島 修一君

厚生労働委員会専門員 中尾 淳子君

委員の異動

第一類第七号

厚生労働委員会議録第十三号

平成二十五年十二月六日

十二月六日

辞任

大久保三代君

豊田真由子君

同日

辞任

牧島かれん君

宮崎 謙介君

補欠選任

牧島かれん君

宮崎 謙介君

補欠選任

大久保三代君

豊田真由子君

十二月五日

世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案重徳和彦君外三名提出、衆法第二七号)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第九号)

がん登録等の推進に関する法律案(参議院提出、参法第一二号)

は本委員会に付託された。

本日(の)会議に付した案件

閉会中審査に関する件

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第九号)

がん登録等の推進に関する法律案(参議院提出、参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

参法第一二号)

七 同(高橋千鶴子君紹介)(第九号)

八 同(宮本岳志君紹介)(第一〇号)

九 生活保護費、年金、最低賃金の引き上げに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一二号)

一〇 同(笠井亮君紹介)(第一二二号)

一一 同(穀田恵二君紹介)(第一三三三三三)

一二 同(佐々木憲昭君紹介)(第一四四四四四)

一三 同(志位和夫君紹介)(第一五五五五五)

一四 同(塩川鉄也君紹介)(第一六六六六六)

一五 同(高橋千鶴子君紹介)(第一七七七七七)

一六 同(宮本岳志君紹介)(第一八八八八八)

一七 再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願(高木義明君紹介)(第三六六六)

一八 同(阿部知子君紹介)(第七四四四)

一九 同(赤嶺政賢君紹介)(第一二九九九)

二〇 同(笠井亮君紹介)(第一三〇〇〇)

二一 同(穀田恵二君紹介)(第一三一一一)

二二 同(佐々木憲昭君紹介)(第一三二二二)

二三 同(志位和夫君紹介)(第一三三三三)

二四 同(塩川鉄也君紹介)(第一三四四四)

二五 同(高橋千鶴子君紹介)(第一三五五五)

二六 同(宮本岳志君紹介)(第一三六六六)

二七 歩行障害児、者のための自走式足こぎ車椅子の導入支援、徹底活用に関する請願(西銘恒三郎君紹介)(第三七七七)

二八 難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願(宮内秀樹君紹介)(第四九九九)

二九 保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願(大西健介君紹介)(第六九九九)

三〇 同(山井和則君紹介)(第七〇〇〇)

三一 同(古川元久君紹介)(第九〇〇〇)

三二 同(近藤昭一君紹介)(第九五五五)

三三 社会保障制度改革に関する請願(畑浩治君紹介)(第七三三三)

三四 同(階猛君紹介)(第九一一一)

三五 脳脊髄液減少症の平成二十六年度保険適用に関する請願(山井和則君紹介)(第一〇〇〇〇)

三六 膵臓機能欠損症(1型糖尿病)の子供の総合対策に関する請願(岸本周平君紹介)(第一四三三三)

三七 患者窓口負担の大幅軽減に関する請願(小宮山泰子君紹介)(第一六二二二)

三八 同(田嶋要君紹介)(第一九三三三)

三九 国民の申請権を侵害し、餓死や孤立死を生み出す生活保護法改正案の廃案を求めることに関する請願(笠井亮君紹介)(第一六三三三)

四〇 生活保護基準の引き下げを中止し、生活保護法の改善をやることに関する請願(宮本岳志君紹介)(第一六四四四)

四一 二・五%の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六五五五)

四二 同(笠井亮君紹介)(第一六六六六)

四三 同(穀田恵二君紹介)(第一六七七七)

四四 同(佐々木憲昭君紹介)(第一六八八八)

四五 同(志位和夫君紹介)(第一六九九九)

四六 同(塩川鉄也君紹介)(第一七〇〇〇)

四七 同(高橋千鶴子君紹介)(第一七一一一)

四八 同(宮本岳志君紹介)(第一七二二二)

四九 同(赤嶺政賢君紹介)(第一七三三三)

五〇 同(笠井亮君紹介)(第一七八八八)

五一 同(穀田恵二君紹介)(第一八二二二)

五二 同(佐々木憲昭君紹介)(第一八三三三)

五三	同志位和夫君紹介(第二八四号)	八〇	同(宮本岳志君紹介)(第二八九号)	一〇四	同(山井和則君紹介)(第四〇八号)	二二四	橋千鶴子君紹介(第五〇四号)
五四	同塩川鉄也君紹介(第二八五号)	八一	アンジェルマン症候群などの遺伝子疾患に対する難病対策に関する請願門博文君紹介(第三二二二号)	一〇五	同(金子一義君紹介)(第四六一号)	二二四	後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第五〇五号)
五五	同(高橋千鶴子君紹介)(第二八六号)	八二	同(岸本周平君紹介)(第三二二二号)	一〇六	障害者福祉についての新たな法制に関する請願(佐藤正夫君紹介)(第四〇九号)	二二五	社会保障の切り捨て中止に関する請願(志位和夫君紹介)(第五〇六号)
五六	同(宮本岳志君紹介)(第二八七号)	八三	特定行為を診療の補助に拡大する法改正反対に関する請願(小林史明君紹介)(第三二二二号)	一〇七	脳脊髄液減少症の平成二十六年年度保険適用に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四一〇号)	二二六	同(塩川鉄也君紹介)(第五〇七号)
五七	脳脊髄液減少症の平成二十六年年度保険適用に関する請願(泉健太君紹介)(第一七三三号)	八四	生活保護基準引き下げ反対に関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第三二四号)	一〇八	二・五%の年金削減をやめ、安心の年金制度を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四一三三号)	二二七	同(佐々木憲昭君紹介)(第五〇八号)
五八	同(高橋千鶴子君紹介)(第二七六号)	八五	同(高橋千鶴子君紹介)(第四一〇号)	一〇九	じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第四一四号)	二二八	人間らしく働けるルールと、生活できる保障を求めることに関する請願(塩川鉄也君紹介)(第五〇八号)
五九	脾臓機能欠損症(1型糖尿病)の子供の総合対策に関する請願(大西健介君紹介)(第一七四号)	八六	保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願(宮本岳志君紹介)(第三二五号)	一一〇	同(笠井亮君紹介)(第四一五号)	二二九	要支援者サービス切り捨てと利用者負担引き上げ中止、安心できる介護を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第五〇九号)
六〇	同門博文君紹介(第二二〇号)	八七	同(古川元久君紹介)(第三四八号)	一一一	同(穀田恵二君紹介)(第四一六号)	二三〇	同(山井和則君紹介)(第七〇一号)
六一	同上野ひろし君紹介(第二七七号)	八八	同(宮本岳志君紹介)(第三四九号)	一一二	同(佐々木憲昭君紹介)(第四一七号)	二三一	脳脊髄液減少症の平成二十六年年度保険適用に関する請願(上野ひろし君紹介)(第五一〇号)
六二	同(高橋千鶴子君紹介)(第二七八号)	八九	同(鈴木克昌君紹介)(第四五八号)	一一三	同(志位和夫君紹介)(第四一八号)	二三二	同(笠井亮君紹介)(第五一一号)
六三	同(橋本岳君紹介)(第二七九号)	九〇	七十〜七十四歳の患者窓口負担一割の継続に関する請願(宮本岳志君紹介)(第三二六号)	一一四	同(塩川鉄也君紹介)(第四一九号)	二三三	同(阿部知子君紹介)(第五八四号)
六四	じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(照屋寛徳君紹介)(第一九〇号)	九一	介護保険制度の改善中止に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第三四七号)	一一五	同(高橋千鶴子君紹介)(第四二〇号)	二三四	同(郡和子君紹介)(第六七七号)
六五	同(吉川元君紹介)(第一九一号)	九二	患者窓口負担の大幅軽減に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第三五〇号)	一一六	同(宮本岳志君紹介)(第四二二号)	二三五	患者窓口負担の大幅軽減に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第五二二号)
六六	保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願(大西健介君紹介)(第一九二号)	九三	同(塩川鉄也君紹介)(第四一二号)	一一七	憲法を生かし、安心の医療・介護を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第四五三三号)	二三六	同(小川淳也君紹介)(第六八一号)
六七	同(近藤昭一君紹介)(第二〇九号)	九四	同(鈴木克昌君紹介)(第四五九号)	一一八	同(塩川鉄也君紹介)(第四五四号)	三七	同(佐々木憲昭君紹介)(第六八二二号)
六八	同(宮本岳志君紹介)(第二四八号)	九五	アンジェルマン症候群等の遺伝子疾患に対する難病対策に関する請願(中田宏君紹介)(第三九九号)	一二九	七十〜七十四歳の患者窓口負担一割の継続を求めることに関する請願(小宮山泰子君紹介)(第四五五号)	三八	同(志位和夫君紹介)(第六八三三号)
六九	同(宮本岳志君紹介)(第二七五号)	九六	筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(秋葉賢也君紹介)(第四〇〇号)	一二〇	同(塩川鉄也君紹介)(第四五六号)	三九	同(塩川鉄也君紹介)(第六八四四号)
七〇	中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第二三九号)	九七	同(金子恭之君紹介)(第四〇一号)	一二一	再び被爆者をつくらない決意を世界に現行法(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)改正に関する請願(志位和夫君紹介)(第四五七号)	四〇	同(鈴木克昌君紹介)(第六八五五号)
七一	同(笠井亮君紹介)(第二四〇号)	九八	同(小松裕君紹介)(第四〇二二号)	一二二	中国残留孤児の配偶者の生活支援に関する請願(志位和夫君紹介)(第四六〇号)	四一	同(高橋千鶴子君紹介)(第六八六六号)
七二	同(穀田恵二君紹介)(第二四一号)	九九	同(高木美智代君紹介)(第四〇三三号)	一二三	患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第五二三三号)	四二	七十〜七十四歳の患者窓口負担一割の継続に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第五二三三号)
七三	同(佐々木憲昭君紹介)(第二四三三号)	一〇〇	同(高橋千鶴子君紹介)(第四〇四四号)	一二四	同(阿部知子君紹介)(第六九一一号)	四三	同(亀井静香君紹介)(第六九二二号)
七四	同(志位和夫君紹介)(第二四三三号)	一〇一	同(とかしきなおみ君紹介)(第四〇五五号)	一二五	同(佐々木憲昭君紹介)(第六九三三号)	四四	同(穀田恵二君紹介)(第六九四四号)
七五	同(塩川鉄也君紹介)(第二四四四号)	一〇二	同(船田元君紹介)(第四〇六六号)	一二六	同(佐々木憲昭君紹介)(第六九四四号)	四五	同(高橋千鶴子君紹介)(第六九五五号)
七六	同(高橋千鶴子君紹介)(第二四四四号)	一〇三	同(松本洋平君紹介)(第四〇七七号)	一二七	筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第二八八号)	四六	筋痛性脳脊髄炎患者の支援に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第二八八号)
七七	同(宮本岳志君紹介)(第二四六六号)						
七八	七十〜七十四歳の患者窓口負担一割の継続に関する請願(宮本岳志君紹介)(第二四七号)						
七九	同(高橋千鶴子君紹介)(第二八八号)						

願(泉健太君紹介)(第五一四号) 一四九 同(武藤容治君紹介)(第五一五号) 一五〇 同(阿部知子君紹介)(第五九〇号) 一五一 同(柏倉祐司君紹介)(第五九一〇号) 一五二 同(中根康浩君紹介)(第五九二〇号) 一五三 同(橋本岳君紹介)(第五九三〇号) 一五四 同(村井英樹君紹介)(第五九四〇号) 一五五 同(渡辺喜美君紹介)(第五九五〇号) 一五六 同(金子恵美君紹介)(第六九六〇号) 一五七 安心して受けられる医療の実現を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第五七三三号) 一五八 同(志位和夫君紹介)(第七〇二号) 一五九 過労死防止基本法の制定に関する請願(漆原良夫君紹介)(第五七四号) 一六〇 同(河野正美君紹介)(第五七五号) 一六一 同(岸本周平君紹介)(第五七六号) 一六二 同(重徳和彦君紹介)(第五七七号) 一六三 同(新谷正義君紹介)(第五七八号) 一六四 同(杉本かずみ君紹介)(第五七九号) 一六五 同(関芳弘君紹介)(第五八〇号) 一六六 同(林宙紀君紹介)(第五八一〇号) 一六七 同(横路孝弘君紹介)(第五八二〇号) 一六八 同(阿部知子君紹介)(第七〇三〇号) 一六九 同(赤嶺政賢君紹介)(第七〇四〇号) 一七〇 同(浅尾慶一郎君紹介)(第七〇五〇号) 一七一 同(井坂信彦君紹介)(第七〇六〇号) 一七二 同(石崎徹君紹介)(第七〇七〇号) 一七三 同(泉健太君紹介)(第七〇八〇号) 一七四 同(今枝宗一郎君紹介)(第七〇九〇号) 一七五 同(大西健介君紹介)(第七一〇号) 一七六 同(柿沢未途君紹介)(第七一二号) 一七七 同(笠井亮君紹介)(第七一三〇号) 一七八 同(金子恵美君紹介)(第七一四〇号) 一八〇 同(郡和子君紹介)(第七一五〇号) 一八一 同(穀田恵二君紹介)(第七一六〇号) 一八二 同(佐々木憲昭君紹介)(第七一七〇号) 一八三 同(志位和夫君紹介)(第七一八〇号)	一八四 同(塩川鉄也君紹介)(第七一九〇号) 一八五 同(瀬戸隆一君紹介)(第七二〇号) 一八六 同(高橋千鶴子君紹介)(第七二二〇号) 一八七 同(玉城デニー君紹介)(第七二三〇号) 一八八 同(中川俊直君紹介)(第七二四〇号) 一八九 同(中根康浩君紹介)(第七二五〇号) 一九〇 同(中野洋昌君紹介)(第七二六〇号) 一九一 同(馳浩君紹介)(第七二七〇号) 一九二 同(濱村進君紹介)(第七二八〇号) 一九三 同(古屋範子君紹介)(第七二九〇号) 一九四 同(宮本岳志君紹介)(第七三〇号) 一九五 同(山井和則君紹介)(第七三二〇号) 一九六 同(吉川元君紹介)(第七三三〇号) 一九七 生活保護基準引き下げ反対に関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第五八三〇号) 一九八 同(高橋千鶴子君紹介)(第六五六〇号) 一九九 同(高橋千鶴子君紹介)(第六五六〇号)の総合対策に関する請願(阿部知子君紹介)(第五八五五号) 二〇〇 同(古屋範子君紹介)(第五八六〇号) 二〇一 同(江田康幸君紹介)(第六七八〇号) 二〇二 同(大串博志君紹介)(第六七九〇号) 二〇三 同(中谷元君紹介)(第六八〇〇号) 二〇四 国民の申請権を侵害し、餓死や孤立死を生み出す生活保護法改正案の廃案を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第五八七七号) 二〇五 同(高橋千鶴子君紹介)(第六八七七号) 二〇六 同(宮本岳志君紹介)(第六八八八号) 二〇七 生活保護基準の引き下げを中止し、生活保護法の改善をやることに関する請願(笠井亮君紹介)(第五八八八号) 二〇八 同(高橋千鶴子君紹介)(第五八九九号) 二〇九 同(佐々木憲昭君紹介)(第六八九九号) 二一〇 同(高橋千鶴子君紹介)(第六九〇〇号) 二一一 障害者福祉についての新たな法制に関する請願(末古光徳君紹介)(第五九六号) 二一二 伊東重度障害者センターの存続発展に	二二三 同(井林辰憲君紹介)(第六五〇〇号) 二二四 同(勝俣孝明君紹介)(第六五一〇号) 二二五 同(城内実君紹介)(第六五二〇号) 二二六 同(塩谷立君紹介)(第六五三〇号) 二二七 同(吉川越君紹介)(第六五四〇号) 二二八 接骨・整骨院の施術と受診照会回答書に関する請願(中山泰秀君紹介)(第六五五五号) 二二九 生活保護費、年金、最低賃金の引き上げに関する請願(穀田恵二君紹介)(第六五七七号) 二三〇 同(高橋千鶴子君紹介)(第六五八八号) 二三一 保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願(阿部知子君紹介)(第六五九九号) 二三二 同(青木愛君紹介)(第六六〇〇号) 二二三 同(赤嶺政賢君紹介)(第六六一〇号) 二三四 同(小川淳也君紹介)(第六六二〇号) 二三五 同(大西健介君紹介)(第六六三〇号) 二三六 同(笠井亮君紹介)(第六六四〇号) 二三七 同(郡和子君紹介)(第六六五〇号) 二三八 同(穀田恵二君紹介)(第六六六〇号) 二二九 同(近藤昭一君紹介)(第六六七〇号) 二三〇 同(佐々木憲昭君紹介)(第六六八〇号) 二三一 同(志位和夫君紹介)(第六六九〇号) 二三二 同(塩川鉄也君紹介)(第六七〇〇号) 二三三 同(篠原孝君紹介)(第六七一〇号) 二三四 同(鈴木克昌君紹介)(第六七二〇号) 二三五 同(高橋千鶴子君紹介)(第六七三〇号) 二三六 同(照屋寛徳君紹介)(第六七四〇号) 二三七 同(古川元久君紹介)(第六七五〇号) 二三八 同(宮本岳志君紹介)(第六七六〇号) 二三九 憲法を生かし、安心の医療・介護を求めることに関する請願(高橋千鶴子君紹介)(第六九七七号) 二四〇 七十〜七十四歳の患者窓口負担一割の継続を求めることに関する請願(小宮	山泰子君紹介(第六九八八号) 二四一 同(塩川鉄也君紹介)(第六九九九号) ○後藤委員長 これより会議を開きます。 開会に先立ちまして、民主党・無所属クラブ所属委員に対し、御出席を要請いたしました。が、御出席が得られません。やむを得ず議事を進めます。 参議院提出、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。 趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員高階恵美子君。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載) ○高階参議院議員 おはようございます。 ただいま議題となりました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 中国残留邦人等の配偶者は、残留邦人の祖国に帰りたいという願いを受けとめ、日本に骨を埋めた決意で、帰国する残留邦人とともに来日されました。帰国後も、言葉の壁やなれない生活習慣の中、残留邦人と苦労をともにされてきました。その間、政府において、帰国後の定着促進のための日本語教育等の支援、平成六年の議員立法による中国残留邦人等支援法に基づく支援、さらに、平成十九年以降は、改正中国残留邦人等支援法に基づき、満額の老齢基礎年金の支給や生活保護の基準を満たさない世帯に対する支援給付の支給等の措置が講じられてきました。 しかしながら、現行法では、残留邦人が亡く
--	--	--	---

なつた後の配偶者は、従前より少ない額の支援給付のみを支給されることとなり、残留邦人死亡後の配偶者の老後の生活の安定が切実な課題となっております。

本案は、これらの点に鑑み、永住帰国する前からの配偶者について、その自立の支援を行うため、中国残留邦人等が亡くなつた後、支援給付に加えて配偶者支援金を支給すること等、必要な事項を定めるものであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して配偶者である者を特定配偶者といいます。

第二に、法律の題名を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改め、目的及び国等の責務の規定において特定配偶者の自立の支援を行うことを明確にいたします。

第三に、特定中国残留邦人等が亡くなつた後も支援給付を受給できる配偶者を特定配偶者に限定いたします。なお、経過措置により、この法律の施行の際に現に支援給付を受けている配偶者であつて特定配偶者に該当しないものについては、引き続き、支援給付を行うことといたします。

第四に、配偶者支援金の支給は、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行い、その額は、老齢基礎年金満額の三分の二相当額といたします。また、配偶者支援金の財源は、全額国費で措置することといたしております。

なお、この法律は、平成二十六年十月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○後藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○後藤委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○後藤委員長 次に、参議院提出、がん登録等の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院議員尾辻秀久君。

がん登録等の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○尾辻参議院議員 ただいま議題となりましたがん登録等の推進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の御説明を申し上げます。

がんは、国民の疾病による死亡の最大の原因となつていゝるなど国民の生命及び健康にとつて重大な問題となっております。

こうした中、国民の生活習慣とがんとの相關関係を明らかにするため、健康増進法第十六条の努力義務規定に基づき、全ての都道府県において、地域がん登録事業が実施されているところであります。

しかしながら、各都道府県のがん登録の精度にばらつきがあり、全国の罹患率は二十五府県、五年生存率は七府県の登録情報を用いて推計しているのが現状です。また、医療施設のがん診療評価を目的とした院内がん登録についても、さらなる充実が求められております。

そこで、本法は、平成十八年に成立したがん対策基本法の趣旨にのっとり、全国がん登録の実施、全国がん登録情報の利用、提供、保護等のほか、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がん医療及びがん検診の質の向上、がんの予防の推進その他のがん対策の科学的知見に基づく実施を初め、がん対策の充実につなげようとするものであります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、病院及び都道府県知事により指定された診療所に対し、がんに関する情報についての都道府県知事に対する届け出を義務づけることとしております。また、都道府県知事は、届け出られた情報を審査及び整理した後に、厚生労働大臣に提出し、厚生労働大臣は、これらの情報を審査及び整理した後に、全国がん登録データベースに記録することとしております。

第二に、厚生労働大臣は、都道府県知事等を経由して市町村長から提出された死亡者情報票に基づき、生存確認情報等を全国がん登録データベースに記録することとしております。

第三に、全国がん登録情報等の利用及び提供に当たつての要件及び手続を定めております。特に、全国がん登録情報等の提供に当たつては、厚生労働大臣及び都道府県知事は、あらかじめ、がん医療等またはがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者等で組織される審議会等の意見を聞かなければならないこととしております。

第四に、全国がん登録情報等を厳格に保護するため、適切な管理、利用及び提供の制限、秘密保持義務等について定めるとともに、秘密漏示等に対する罰則を設けております。

第五に、専門的ながん医療の提供を行う病院等の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとしております。

第六に、国、都道府県、市町村等が、全国がん登録等により得られた情報を活用し、がん対策の充実等に努めるものとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○後藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○後藤委員長 これより質疑に入るのでありますが、本案につきましても、その申し出がありません。

これより討論に入ります。

討論の申し出がありませんので、これを許します。高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりましたがん登録等の推進に関する法律案について、一言意見を申し述べます。

がんは、依然として死亡原因の一位を占め、国民の命と健康を守るために、国が総合的ながん対策を進めることが必要です。がん登録を法制化することは、国民や患者に対してデータに基づく適切ながん対策を供し、がん医療の質の向上のために必要であり、賛成であります。

その上で、本法案は、実名のがん罹患情報という極めてセンシティブな情報を集めた巨大なデータベースができるものであり、実施は慎重であるべきです。

○六年度厚生科学研究、地域がん登録の法的倫

理的環境整備に関する研究は、拒否権を認めない全数登録導入のためには、広く国民の間で議論され、その内容とその必要性に関して、国民の認識と理解、支持が得られることが前提として不可欠としています。

本法案は、本人の同意なく患者の情報を都道府県に提供する仕組みであり、患者が拒否することも認めていません。データの精度を高めるための措置ではありますが、抵抗感を持つ患者なども多くいることが予想されます。制度の周知と患者に理解を得るための取り組み、システムへの侵入防止を含め、厳格な情報漏えい防止措置が必要であることは言うまでもありません。また、患者本人による情報の開示請求は、諸外国でも認められており、見直しを検討すべきであります。

次に、登録作業が義務づけられる病院等について、ただでさえ厳しい医療現場に、負担のみが課せられることがあつてはなりません。事務負担に配慮した財政支援が不可欠です。

最後に、病による苦痛に加え、医療崩壊進行によるがん治療の地域格差、高額な治療費等が患者、家族にのしかかる現状を打開することが急務です。混合診療の拡大で、所得の格差が命の格差を招くことがあつてはなりません。

患者、家族の強い思いによつて制定されたがん対策基本法の趣旨にのつとり、どこにいても必要な治療、検査を受けられる医療体制の整備、国の責任で、専門医の配置や専門医療機関の設置を進め、所得や地域にかかわらず高度な治療、検査が受けられる体制の確立、未承認抗がん剤の治験の迅速化と速やかな保険適用など、総合的がん対策を推進することを求めて、意見表明いたします。

○後藤委員長 以上で討論は終局いたしました。

○後藤委員長 これより採決に入ります。参議院提出、がん登録等の推進に関する法律案について採決いたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤委員長 起立総員。よつて、本家は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○後藤委員長 次に、請願の審査を行います。請願日程二百四十一件を一括して議題といたします。

まず、審査の方法についてお諮りいたします。各請願の趣旨につきましては、既に請願文書表等によつて御承知のところでありまして、また、理事会等におきまして慎重に御協議をいただきましたので、この際、各請願についての紹介議員の説明は省略し、直ちに採否の決定をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

これより採決いたします。本日の請願日程中、難病、小児慢性疾患、長期慢性疾患の総合対策を求めることに関する請願は、採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

なお、ただいま議決いたしました本請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○後藤委員長 この際、御報告いたします。本委員会に参考送付されました陳情書及び意見書は、お手元に配付いたしておりますことと、緊急に風しん対策の充実を求めること等に関する陳情書外二十三件、一般用医薬品販売制度に関する意見書外二百三十四件であります。

○後藤委員長 次に、閉会中審査に関する件についてお諮りいたします。第百八十三回国会、江田康幸君外二名提出、アレギー疾患対策基本法案

第百八十三回国会、御法川信英君外四名提出、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案第百八十三回国会、柚木道義君外五名提出、介護従事者等の人材確保に関する特別措置法案泉健太君外十名提出、過労死等防止基本法案及び

重徳和彦君外三名提出、世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案並びに厚生労働関係の基本施策に関する件

社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

以上の各案件につきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次に、閉会中審査案件が付託になりました場合の諸件についてお諮りいたします。まず、閉会中、委員派遣を行う必要が生じた場合には、議長に対し、委員派遣承認申請を行うこととし、派遣委員の人選、期間、派遣地等その手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

また、閉会中審査におきまして、参考人より意見を聴取する必要が生じた場合には、参考人の出席を求めることとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。本日は、これにて散会いたします。午前九時二十六分散会

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律案

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

第一条中「より、」を「より」に改め、「中国残留邦人等」の下に「及びそのような境遇にあつた中国残留邦人等と長年にわたる労苦を共にしてきた特定配偶者」を加え、「かんがみ、これらの者」を「鑑

み、中国残留邦人等」に、「永住帰国した者」を「永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「特定配偶者」とは、第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、同項に規定する特定中国残留邦人等以外の者に限る。)である者をいう。

第四条第一項中「中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加える。

第五条中「及び永住帰国後」を「並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者」に改める。

第十四条第一項中「配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を「特定配偶者」に改め、同条第三項中「配偶者(特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。)」を「特定配偶者」に、「当該配偶者」を「当該特定配偶者」に改め、同条第五項中「当たつては、特定中国残留邦人等」の下に「及び特定配偶者」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に、「その配偶者」を「特定配偶者」に改める。

第十八条中「第十四条第四項」の下に「(第十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条中「及び支援給付」を「支援給付及び配偶者支援金」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(配偶者支援金の支給)

第十五条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第三項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。

2 配偶者支援金は、月を単位として支給するも

のとし、その月額は、国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七条の三又は第二十七条の五の規定により改定した同法第二十七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)を十二で除して得た額に三分の二を乗じた額とする。

3 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。

4 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

(支援給付の実施に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に、この法律による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。)第十四条第一項の規定により同項の支援給付を受けている特定中国残留邦人等(旧法第十三条第二項に規定する特定中国残留邦人等をいう。以下同じ。)であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定配偶者(この法律による改正後の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「新法」という。))第二條第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。)及び特定中国残留邦人等以外の者に限る。以下この条において同じ。)があるものに對する当該支援給付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第十四条第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けてい

る配偶者に対する当該支援給付については、なお従前の例による。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を受けている特定中国残留邦人等であつて、その者の属する世帯にその者の配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法昭和二十五年法律第百四十四号(第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、新法第十四条第三項の規定にかかわらず、当該配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の支援給付を行うものとする。ただし、当該配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となつたときを含む。)は、この限りでない。

(配偶者支援金の支給に関する経過措置)

第三条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項の規定により同項の支援給付を受ける権利を有する施行前死亡者の配偶者同項に規定する施行前死亡者の配偶者をいう。)であつて、当該死亡の時に對して特定配偶者に該當するものには、新法第十五条第一項の配偶者支援金を支給するものとする。

2 平成二十六年において、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条第一項に規定する場合においては、新法第十五条第二項の規定の適用については、同項中「国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(同法第二十七条の三又は第二

七条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第七条の二の規定により読み替えられた同法附則第七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するもの」とされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額とする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成十六年法律第三十号)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第十四条第四項」の下に「(第十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同表中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十三(第二項第二号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「若しくはサービス」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第二項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づき医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービスを加える。 (租税特別措置法の一部改正) 第六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。 第二十六條第二項第二号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「若しくはサービス」の下に「若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)附則第二項第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づき医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス」を加える。 (住民基本台帳法の一部改正) 第七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第一の七十七の七の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正	する法律の一部改正) 第八條 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 附則第四條第一項中「新法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「受けることとなる」の下に「特定配偶者(同法第二條第三項に規定する特定配偶者をいう。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。))附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四條第三項の規定により同条第一項の支援給付を受けることとなる配偶者若しくは平成二十五年改正法附則第二條第三項の規定により中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四條第一項の支援給付を受けることとなる」を加え、同条第二項中「新法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「第十五条」を「第十六条」に改め、同条第三項中「新法」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。 附則第五條第一項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)	第九條 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。 附則第三百三十三條(見出しを含む)中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。 (子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第十條 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。 第六十五條のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の改正規定のうち同表の百十六の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正) 第十一條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。 別表第一の六十二の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の六十三の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に改める。	促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「(以下「中国残留邦人等支援給付」を「又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」に改める。 別表第二の九の項中「中国残留邦人等支援給付」を「中国残留邦人等支援給付等」に、「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同表の十三の項、十五の項及び二十四の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同表の二十六の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「中国残留邦人等支援給付等」に改め、同表の七十の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同表の八十六の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の八十七の項中「中国残留邦人等支援給付」を「中国残留邦人等支援給付等」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表の百八の項中「中国残留邦人等支援給付関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改める。 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正) 第十二條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴
--	--	---	---

平成二十五年十二月六日

う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の七十四の項、七十七の項、七十七の六の項及び七十七の八の項を改め、同項を同表の七十七の十四の項とし、同表の七十七の七の項を同表の七十七の十三の項とし、同表の七十七の六の項の次に次のように加える改正規定中「第十七条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第二の五の項を改め、同項の次に次のように加える改正規定のうち同表の五の二十七の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

十四条第三項の支援（給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二條第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三條第一項の配偶者支援金の支給を加え、同表の五の二十八の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「第十四条第四項」の下に「（第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表の五の二十九の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による同法第十四条第三項の支援給付の支給若しくは平成二十五年改正法による平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支援金の支給を加える。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第四の四の項を改め、同項の次に次のように加える改正規定のうち同表の四の二十七の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による」に、「の支給又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」平成十九年法律第百二十七号による同法を「若しくは

に改め「第十四条第四項」の下に、「(第十五条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同表の四の二十九の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に關する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律」に改める。

第十九条のうち住民基本台帳法別表第五第十号の次に九号を加える改正規定のうち第十号の三中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに」を「永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による」に、「の支給又

は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正

する法律(平成十九年法律第百二十七号)による
同法」を、若しくは同法第十五条第一項の配偶者支
援金の支給、平成十九年改正法による平成十
九年改正法」に改め、「附則第四条第一項の支援
給付の支給」の下に、「又は平成二十五年改正法附
則第二条第一項の規定によりなお従前の例によ
ることとされた平成二十五年改正法による改正
前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永
住帰国後の自立の支援に関する法律による同法
第十四条第一項の支援給付の支給、平成二十五
年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従
前の例によることとされた平成二十五年改正法
による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の
促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律
による同法第十四条第三項の支援給付の支給若
しくは平成二十五年改正法による平成二十五
年改正法附則第二条第三項の支援給付若しくは平
成二十五年改正法附則第三条第一項の配偶者支
援金の支給」を加える。

理 由

中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にして

きた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定配偶者に対し配偶者支援金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、初年度約一億円の見込みである。

がん登録等の推進に関する法律案 がん登録等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備

(第五条)

第二節 情報の収集、記録及び保存等(第六

条―第十六条)

第三節 情報の利用及び提供(第十七条―第

二十二条)

第四節 権限及び事務の委任(第二十三条・

第二十四条)

第五節 情報の保護等(第二十五条―第三十

八条)

第六節 雑則(第三十九条―第四十三条)

第三章 院内がん登録等の推進(第四十四

条―第四十五条)

第四章 がん登録等の情報の活用(第四十六

条―第四十八条)

第五章 雑則(第四十九条―第五十一条)

第六章 罰則(第五十二条―第六十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐる等が国民の生命及び健康にとつて重大な問題となつてゐる現況に鑑み、がん対策基本法平成十八年法律第九十八号)の趣旨にのっとり、がん医療の質の

向上等(がん医療及びがん検診(以下「がん医療等」という。))の質の向上並びにがんの予防の推進をいう。以下同じ。)、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もつてがん対策の一層の充実に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

2 この法律において「がん登録」とは、全国がん登録及び院内がん登録をいう。

3 この法律において「全国がん登録」とは、国及び都道府県による利用及び提供の用に供するため、この法律の定めるところにより、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース(情報の集合物であつて、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるとともに体系的に構成したものをいう。以下同じ。)に記録し、及び保存することをいう。

4 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。

5 この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成その他の調査研究(匿名化を行った情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、又は提供することを含む。)をいう。

6 この法律において「全国がん登録データベース」とは、第五条第一項の規定により整備されるデータベースをいう。

7 この法律において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に規定する登録情報(匿名化が行われていないもの)に限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。)をいう。

8 この法律において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が第五条第一項第二号の情報として記録されたがん及び当該都道府県の区域内の第六条第一項に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報(匿名化が行われていないもの)に限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。)をいう。

9 この法律において「匿名化」とは、がんに係る識別(他の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。)ができないように加工することをいう。

10 この法律において「特定匿名化情報」とは、第十五条第一項の規定により匿名化が行われた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により全国がん登録データベースに記録された情報(基本理念)
第三条 全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況がでる限り正確に把握されるものでなければならない。

2 院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるときに、その普及及び充実が図られなければならない。

3 がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握することが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報(以下「がん診療情報」という。)の収集が図られなければならない。

4 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活用されるときに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。

5 がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがんに係る識別(他の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。)を厳格に保護されなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)
第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 全国がん登録
第一節 全国がん登録データベースの整備
第五条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報(次に掲げる情報及び附属情報をいう。次節において同じ。)並びに第十五条第一項の規定により匿名化を行った情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。

一 当該がんに係る患者の氏名、性別、生年月日及び住所
二 当該がんに係る患者の当該がんの初回の診断に係る住所(厚生労働省令で定める場合

にあつては、厚生労働省令で定める住所)の存する都道府県及び市町村の名称 三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項 七 当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項 八 当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項 九 当該がんが罹患した者の生存確認情報(生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日(死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項)をいう。以下同じ。) 十 その他厚生労働省令で定める事項 2 前項の「附属情報」とは、次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報の届出(その届ける情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。)を含む。同条第二項及び第五項並びに第七条第一項を除き、以下この章において単に「届出」という。)がされた次条第一項に規定する届出対象情報をいう。 3 第一項のデータベースの整備に当たっては、同一人の複数の原発性のがんの把握が容易となるようにするものとする。 第二節 情報の収集、記録及び保存等 (病院等による届出) 第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等	における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。)は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報(以下「届出対象情報」という。)を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。 一 当該がんが罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項 八 当該がんが罹患した者の死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日 九 その他厚生労働省令で定める事項 2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。 3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。 4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。 5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。 (届出の勧告等)
第七条 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転移等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告することができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 (都道府県知事による審査等及び提出) 第八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報(以下この章において「都道府県整理情報」という。)を厚生労働大臣に提出しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報を利用することができる。 (厚生労働大臣による審査等及び記録) 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報を利用することができる。 (厚生労働大臣による審査等のための調査) 第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がんが罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要がある	と認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。 2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。 (死亡者情報票の作成及び提出) 第十一条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。次項において同じ。)は、戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票(死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時に住する住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(又はこれらの情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。))を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長(地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所の長)に提出しなければならない。 2 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。 3 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。 (死亡者情報票との照合及びその結果の記録) 第十二条 厚生労働大臣は、全国がん登録情報(第八条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報

を含む。以下「全国がん登録情報等」という。)を前条第三項の規定により提出された死亡者情報票に記録され、又は記載された情報と照合し、その結果判明した生存確認情報及び死亡者新規がん情報(死亡者情報票に記録され、又は記載された情報により厚生労働大臣が新たに把握した)に関し、第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報をいう。第十四条において同じ。」を全国がん登録データベースに記録しなければならない。 2 前項の規定による照合は、がんに係る調査研究のためにがん罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した全国がん登録情報等については、死亡者情報票のうち、がんの罹患に関する情報が記録され、又は記載されているものとだけ行うものとする。 (死亡者情報票との照合のための調査) 第十三条 厚生労働大臣は、前条の照合を行うに当たって、がん罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。 2 第十条第二項の規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。 (死亡者新規がん情報に関する通知) 第十四条 厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に対し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。 (全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化) 第十五条 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、がんに係る調査研究のためにがん罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認め	められる期間として政令で定める期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令で定める期間内にその匿名化を行わなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名化を行うおとるときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。 3 前項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。 (協力の要請) 第十六条 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。 第三節 情報の利用及び提供 (厚生労働大臣による利用等) 第十七条 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によつて、その情報により識別をすることができ、がん罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 国の他の行政機関及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。) 二 国の行政機関若しくは独立行政法人から国のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は国の行政機関若しくは独立行政法人と共同して	当該がんに係る調査研究を行う者 三 前号に掲げる者に準ずる者として厚生労働省令で定める者 2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行うおとるときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。 (都道府県知事による利用等) 第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。 一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。) 二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者 2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行うおとるときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 3 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。	まれるものとする。 (市町村等への提供) 第十九条 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。 一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人 二 当該都道府県の区域内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者 2 都道府県知事は、前項の規定による提供を行うおとるときは、あらかじめ、前条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。 3 市町村長は、第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならない。 4 前項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。 (病院等への提供)
---	---	---	--

第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

(その他の提供)

第二十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事又は第十八条第一項各号に掲げる者から、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて当該都道府県の住民であつた者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

2 厚生労働大臣は、第十九条第一項各号に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これらの者が同項の規定により提供を受けることができる都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であつて当該市町村の住民であつた者に係るものの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

3 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供(当該提供の求めを受けた情報(特定匿名化情報である場合)にあつては、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。)

録データベースを用いて、全国がん登録情報の提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける全国がん登録情報を取り扱うに当たつて、がん罹患した者の当該がんの罹患又は診療に係る情報に関する秘密(以下「がんの罹患等の秘密」という。)の漏えいの防止その他の当該全国がん登録情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

四 当該提供の求めを受けた全国がん登録情報に係るがん罹患した者が生存している場合にあつては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該全国がん登録情報が提供されることについて同意を得ていること。

4 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供(当該提供の求めを受けた情報(特定匿名化情報である場合)にあつては、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。)

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該

提供を受ける全国がん登録情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たつて、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

5 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースを用いて、前項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報について、あらかじめ、全国がん登録情報の匿名化を行い、当該匿名化を行った情報を全国がん登録データベースに記録することができる。

6 厚生労働大臣は、第四項の規定により匿名化を行った情報が、同項の提供の求めを受ける頻度が高いと見込まれる情報であるときは、当該情報を全国がん登録データベースに記録することとができる。

7 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化を行うこととするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

8 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であつてがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。

止その他の当該都道府県がん情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。
四 当該提供の求めを受けた都道府県がん情報に係るがん罹患した者が生存している場合にあつては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がんに罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ていること。

9 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供(当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあつては、その提供)を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。
二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たつて、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

10 都道府県知事は、第八項の規定による提供又は前項の規定による匿名化若しくは提供を行うこととするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県がんデータベース)
第二十二条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は

第二十三条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は

一部を一体的に記録し、及び保存する必要があると認めるときは、全国がん登録データベースを用いて、一を限り、これらの情報及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができ

一 この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であつて、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報

二 当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報

2 都道府県知事は、前項のデータベース以下この章において「都道府県がんデータベース」という。）を整備しようとするとき又は都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲を拡大しようとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。ただし、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存しようとする情報が、都道府県におけるがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報として政令で定める情報である場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報について、第十五条第一項の規定によりこれに相当する全国がん登録情報の匿名化が行われなければならない期日までに匿名化を行い、又は消去しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の

意見を聴かなければならない。

5 都道府県がんデータベースを整備した場合における第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに前条第八項及び第九項の規定の適用については、第十八条第一項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは同条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、第十九条第一項中「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは第二十二条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は同条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、第二十条中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、前条第八項中「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、同条第九項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報又は同条第三項の規定により匿名化を行った情報」とする。

第四節 権限及び事務の委任

(厚生労働大臣の権限及び事務の委任)

第二十三条 次に掲げる厚生労働大臣の権限及び事務は、独立行政法人国立がん研究センター(以下「国立がん研究センター」という。)に行わせるものとする。

一 第五条第一項、第八条第一項、第九条、第十条、第十二条第一項、第十三条、第十四条並びに第十五条第一項及び第二項に規定する権限及び事務
二 第十七条の規定による提供に係る権限及び事務(全国がん登録情報の提供の決定及び当

該提供を行おうとするときにおける意見の聴取を除く。)、第二十一条第一項から第四項までに規定する権限及び事務(全国がん登録情報の提供の決定を除く。並びに同条第五項、第六項及び第七項(同条第一項から第三項までの規定による提供を行おうとするときに係る部分を除く。))に規定する権限及び事務

2 前項の場合においては、第十五条第二項中

「厚生労働大臣」とあるのは「独立行政法人国立がん研究センター」と、「審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。))で政令で定めるもの」とあるのは「合議制の機関」と、同条第三項中「審議会等」とあるのは「合議制の機関」と、第十七条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「独立行政法人国立がん研究センター」と、「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」と、第二十一条第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「独立行政法人国立がん研究センター」と、「第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」とあるのは「第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」と、「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」とする。

(都道府県知事の権限及び事務の委任)

第二十四条 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務
二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定

による提供に係る権限及び事務(当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。)

三 第二十二条第一項及び第三項に規定する権限及び事務(都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。)

2 前項の規定により第十条第二項又は第十三条第二項の事務の委任が行われた場合においては、第十条第一項又は第十三条第二項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事から第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。

第五節 情報の保護等

(国等による全国がん登録情報等の適切な管理等)

第二十五条 厚生労働大臣及び国立がん研究センターは、第一節から第三節までの規定による事務を行うに当たっては、全国がん登録情報等及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事(都道府県の設置する保健所の長並びに前条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四項、次条、第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第一項において同じ。)は、第二節及び第三節の規定による事務を行うに当たっては、都道府県がん情報立該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報及び都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「都道府県がん情報等」という。及びその匿名化を行った情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載

された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 市町村長(第十一条第一項に規定する指定都市の区長及び同項に規定する市又は特別区の設置する保健所の長を含む。次項、次条、第二十八條第六項、第二十九條第六項及び第三十九條第二項において同じ。)は、第十一条第一項及び第二項の規定による事務を行うに当たっては、死亡者情報票に記録され、又は記載される情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 第一項の規定は厚生労働大臣又は国立がん研究センターから同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託(一以上の段階にわたる委託を含む。以下この節において同じ。)を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、第二項の規定は都道府県知事から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、前項の規定は市町村長から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について、それぞれ準用する。

(国等による全国がん登録情報等の利用及び提供等の制限)

第二十六条 厚生労働大臣、国立がん研究センター、都道府県知事及び市町村長は、全国がん登録情報等若しくは都道府県がん情報等若しくはこれらの情報の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報について、第二節及び第三節の規定による場合(国立がん研究センター、都道府県知事又は市町村長にあつては、同節の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合において、その提供を受けた目的の範囲内でこれらの情報を利用する場合を含む。)を除き、利用し、又は提供してはならない。

(国等による全国がん登録情報等の保有等の制限)

第二十七条 厚生労働省、国立がん研究センター、都道府県(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。)及び市町村は、全国がん登録情報等若しくは都道府県がん情報等若しくはこれらの情報の匿名化を行った情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報について、全国がん登録データベースにおいて保存する場合又は都道府県がんデータベースにおいて保存する場合を除き、第二節及び第三節の規定による利用又は提供(国立がん研究センター、都道府県又は市町村にあつては、同節の規定によりこれらの情報の提供を受けた場合におけるその提供を受けた目的に係るこれらの情報の利用(以下この条において「受領情報の利用」という。)を含む。)に必要な期間(同節の規定による利用(受領情報の利用を含む。)に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。)を超えて保有してはならない。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)

第二十八条 第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する厚生労働省の職員若しくは職員であつた者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者は、その事務に関して知り得た全国がん登録情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、第十七条第二項若しくは第二十一条第七項(これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意見

を述べる事務に関して知り得た全国がん登録情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

3 第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等の取扱いの事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、同項(同条第一項の規定による利用又は提供を行うおととする)に係る部分に限る。)、第十九条第二項、第二十一条第十項又は第二十二條第四項の規定により意見を述べる事務に関して知り得た都道府県がん情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

5 第二十四条第一項の規定により第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等の取扱いの事務の委任があつた場合における当該委任に係る事務に従事する者又は従事していた者は、都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密その他のその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 厚生労働大臣若しくは国立がん研究センター、都道府県知事又は市町村長から第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等、都道府県がん情報等又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いに関する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者は、全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密その他のその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)

第二十九条 第一節から第三節までの規定による全国がん登録情報等若しくはその匿名化が行われた情報又は死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する厚生労働省の職員若しくは職員であつた者又は国立がん研究センターの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者は、その事務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 第十五条第二項に規定する審議会等の委員その他の構成員若しくは第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、第十七条第二項若しくは第二十一条第七項(これらの規定を第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の規定により意見を述べる事務に関して知り得た全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 第二節及び第三節の規定による都道府県がん情報等若しくはその匿名化が行われた情報若しくは死亡者情報票に記録され、若しくは記載された情報の取扱いの事務に従事する都道府県の職員若しくは職員であつた者又は第二十四条第一項の規定により当該事務の委任があつた場合における当該委任に係る事務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の委員その他の構成員又はこれらの者であつた者は、同項(同条第一項の規定による利用又は提供を行うおととする)に係る部分

に限る。）、第十九条第二項、第二十一条第十項又は第二十二條第四項の規定により意見を述べた事務に關して知り得た都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。 (受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限) 第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。))は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。	がんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。 (受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に從事する者等のその他の義務) 第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に從事する者若しくはは当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱ひに關する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者若しくはは從事していた者は、それぞれその事務又は業務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱ひに關し必要な助言をすることができ (勧告及び命令) 第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ 3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 第六節 雑則 (都道府県等の支弁) 第三十九条 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とする。 2 第十一条第一項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とする。 (費用の補助等) 第四十条 国は、政令で定めるところにより、前
5 第十一条第一項及び第二項の規定による死亡者情報票に記録され、又は記載された情報の取扱ひの事務に從事する市町村の職員又は職員であつた者は、その事務に關して知り得た当該情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	6 第一項の規定は厚生労働大臣又は国立がん研究センターから同項に規定する情報の取扱ひに關する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者又は從事していた者について、第三項の規定は都道府県知事から同項に規定する情報の取扱ひに關する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者又は從事していた者について、前項の規定は市町村長から同項に規定する情報の取扱ひに關する事務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者又は從事していた者について、それぞれ準用する。	(開示等の制限) 第三十五条 全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された第二十二條第一項各号に掲げる情報については、行政機関の保有する個人情報保護に關する法律(平成十五年法律第五十八号)第四章、独立行政法人等の保有する個人情報保護に關する法律(平成十五年法律第五十九号)第四章その他の個人情報保護に關する法令(条例を含む。))の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正(追加又は削除を含む。)、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができ (報告の徴収) 第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者(都道府県知事及び市町村長を除く。次条において同じ。))又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱ひに關する事務若しくは業務の委託を受けた者に対し、これらの情報の取扱ひに關し報告をさせることができる。	3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
7 病院等において届出に關する業務に從事する者又は從事していた者は、その業務に關して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等)	第三十二条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間(全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。))を超えて保有してはならない。 (受領者等に係る全国がん登録情報の取扱ひの事務等に從事する者等の秘密保持義務) 第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱ひの事務若しくは業務に從事する者若しくはは從事していた者又はは当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱ひに關する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者若しくはは從事していた者は、それぞれその事務又は業務に關して知り得たこれらの情報に關する	がんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。 (受領者等に係る全国がん登録情報の取扱ひの事務等に從事する者等のその他の義務) 第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱ひの事務若しくは業務に從事する者若しくはは当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱ひに關する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者若しくはは從事していた者は、それぞれその事務又は業務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱ひに關する事務又は業務の	委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。 (受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限) 第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。))は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。	がんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。 (受領者等に係る全国がん登録情報の取扱ひの事務等に從事する者等のその他の義務) 第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱ひの事務若しくは業務に從事する者若しくはは当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱ひに關する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者若しくはは從事していた者は、それぞれその事務又は業務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱ひに關する事務又は業務の	委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。 (受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限) 第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。))は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。	がんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。 (受領者等に係る全国がん登録情報の取扱ひの事務等に從事する者等のその他の義務) 第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱ひの事務若しくは業務に從事する者若しくはは当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱ひに關する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者若しくはは從事していた者は、それぞれその事務又は業務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱ひに關する事務又は業務の	委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。 (受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限) 第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。))は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。	がんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。 (受領者等に係る全国がん登録情報の取扱ひの事務等に從事する者等のその他の義務) 第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱ひの事務若しくは業務に從事する者若しくはは当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱ひに關する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者若しくはは從事していた者は、それぞれその事務又は業務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱ひに關する事務又は業務の	委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。 (受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限) 第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。))は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。	がんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。 (受領者等に係る全国がん登録情報の取扱ひの事務等に從事する者等のその他の義務) 第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱ひの事務若しくは業務に從事する者若しくはは当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱ひに關する事務若しくは業務の委託があつた場合における当該委託に係る業務に從事する者若しくはは從事していた者は、それぞれその事務又は業務に關して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。	3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

条の費用の一部を補助するものとする。

2 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(手数料)

第四十一条 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納められた手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

3 都道府県は、第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十四条第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百二十七条の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合においては、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができ。

(施行の状況の公表等)

第四十二条 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行の状況に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 院内がん登録等の推進

(院内がん登録の推進)

第四十四条 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん診療情報の収集等のための体制整備)

第四十五条 国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、これを分析する体制を整備するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 がん登録等の情報の活用

(国及び地方公共団体による活用)

第四十六条 国及び都道府県は、全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報を利用して得られた知見を、幅広く収集し、当該情報を利用して自ら行ったがんに係る調査研究により得られた知見と併せて、がん対策の充実を図るために活用するものとする。

2 国及び都道府県は、前項に規定する知見に基づき、がん医療の提供を行う病院及び診療所に對し、その提供するがん医療の分析及び評価に資する情報その他のがん医療の質の向上に資する情報を提供するものとする。

3 国及び都道府県は、第一項の情報を利用して作成した統計その他同項に規定する知見について、国民が理解しやすく、かつ、がん患者のがんの治療方法の選択に資する形で公表するよう努めるとともに、これらを活用したがん患者及びその家族その他国民に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

4 市町村は、第十九条第一項及び第二十一条第二項の規定により提供を受けた全国がん登録情報、都道府県がん情報等を活用して、その行うがん検診の質の向上その他のがん対策の充実に努めるものとする。

(病院及び診療所による活用)

第四十七条 がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第二十条の規定により提供を受けた情報、前条第二項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に努めるものとする。

(研究者による活用)

第四十八条 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、その行うがんに係る調査研究を通じて、がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとする。

第五章 雑則

(人材の育成)

第四十九条 国及び都道府県は、がん登録に関する事務又は業務に従事する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(意見の聴取)

第五十条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

一 第二十一条第一項、第十五条第一項、第二十一条第二項及び第二十二、第二十七条並びに第三十二条の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合

二 第五十一条第一項第四号から第七号まで、第九号(死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)及び第十号、第六十一条第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条(生存

確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)の厚生労働省令の制定又は改廃をしようとする場合

(事務の区分)

第五十一条 第六条第三項及び第四項を除く。、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第十一条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六章 罰則

第五十二条 第二十八条第一項から第六項まで又は第三十三条の規定に違反して全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第二十八条第五項又は第六項の規定に違反して秘密(全国がん登録情報等又は都道府県がん情報等に関するがんの罹患等の秘密を除く。)を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項から第五項までに規定する者 その事務に関して知り得た当該各項に規定する情報

二 第二十九条第六項に規定する者 その業務に関して知り得た同項において準用する同条第一項、第三項又は第五項に規定する情報

三 第三十四条に規定する者 その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報に限る。)

第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏

らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第三十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 第三十四条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た同条に規定する情報(匿名化が行われていない情報を除く)を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第五十二条から第五十五条まで及び第五十七条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第六十条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十六条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下この項及び次条において「施行日」という。)前に開始されたが

んに係る調査研究として政令で定めるものが、その規模その他の事情を勘案して、施行日後に、その対象とされている者(施行日前から対象とされている者その他これに準ずる者として政令で定める者に限る。)の第二十一条第三項第四号又は第八項第四号の同意を得ることが当該がんに係る調査研究の円滑な遂行に支障を及ぼすものと認められる場合として政令で定める場合に該当するものである場合において、当該対象とされている者について、これらの同意に代わる措置として厚生労働大臣が定める指針に従った措置が講じられているときは、当該がんに係る調査研究を行う者が同条第三項又は第八項の規定による提供の求めを行った場合における当該対象とされている者に係る全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供については、同条第三項第四号又は第八項第四号の規定は、適用しない。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は同項の指針を定め、若しくは変更しようとするときは、あらかじめ、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

第三条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、施行日前においても、第十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴くことができる。

一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十二條第一項第二号及び第二項、第二十七条、第三十二条並びに前条第一項の政令の制定の立案をしようとするとき。

二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号(死亡の原因に関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。)及び第十号、第六條第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七條第一項第三号並びに第二十条生存確認情報(厚生労働省令に係る部分に限る。)の厚生労働省令の制定をしようとするとき。

三 前条第一項の指針を定めようとするとき。

2 都道府県知事は、第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くことができる。

3 市町村長は、第十九条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとするときは、施行日前においても、同条第三項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議することができる。

4 国立がん研究センターは、施行日前においても、第五条第一項の規定による全国がん登録データベースの整備その他のこの法律に基づく全国がん登録の実施に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができ、(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要

別表第一に次のように加える。

がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第 号)

第六条第三項及び第四項を除く。、第七条、第八条第一項、第十条第二項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)、及び第十一条の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務

(土地収用法の一部改正)
第七条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の三中「第十三条第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

(政令への委任)
第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

いて定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費
この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約二十三億二千万円の見込みである。

平成二十六年一月六日印刷

平成二十六年一月七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D